

各 位

モリシタ株式会社
 代表取締役社長 森下 茂
 (JASDAQ・コード3594)
 問い合わせ先
 取締役経理部長 本澤 久信
 電話 06-6262-1308

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 19 年 6 月 28 日開催予定の第 56 回定時株主総会において、下記のとおり、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由は次のとおりであります。

- (1) インターネットの普及率が高まっていることに鑑み、周知性の向上および手続きの合理化を図るため、第 5 条（公告の方法）において当社の公告方法を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更するものであります。また、併せてやむを得ない事由により電子公告を行なうことができない場合の措置を定めるものであります。
- (2) 年度決算集中時期である 3 月決算期から避けることにより、社内及び取引先との業務集中を分散させ業務の効率化をはかることを主目的とし、当社の主販売先である量販店の多くが 2 月 20 日を決算期としていることを考慮して、決算期を 2 月 20 日に変更するものであります。そして、決算期変更にともない第 13 条（基準日）、第 14 条（招集の時期）、第 34 条（事業年度）および第 35 条（剰余金の配当）の関連する日付けを変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
第 5 条（公告の方法） 当社の公告方法は、日本経済新聞に掲載して公告する。	第 5 条（公告の方法） 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは</u> 、日本経済新聞に掲載して公告する。
第 13 条（基準日） 当社は、毎年 3 月 31 日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	第 13 条（基準日） 当社は、毎年 <u>2 月 20 日</u> の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
第 14 条（招集の時期） 当社の定時株主総会は、毎年 <u>6 月</u> にこれを招集する。	第 14 条（招集の時期） 当社の定時株主総会は、毎年 <u>5 月</u> にこれを招集する。
第 34 条（事業年度） 当社の事業年度は、毎年 <u>4 月 1 日</u> から翌年 <u>3 月 31 日</u> までとする。	第 34 条（事業年度） 当社の事業年度は、毎年 <u>2 月 21 日</u> から翌年 <u>2 月 20 日</u> までとする。
第 35 条（剰余金の配当） 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録質権者に対し、期末配当を行うことができる。 2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 <u>9 月 30 日</u> の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。	第 35 条（剰余金の配当） 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録質権者に対し、期末配当を行うことができる。 2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 <u>8 月 20 日</u> の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。

以 上